

電子提供措置の開始日 令和7年12月1日

第46期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

I 企業集団の現況に関する事項

1. 主要な事業所
2. 主要な借入先
3. その他企業集団の現況に関する重要な事項

II 会社の状況に関する事項

1. 会社の株式に関する事項
2. 会社の新株予約権等に関する事項
3. 会計監査人の状況
4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類の連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

会計監査人の監査報告書

監査役会の監査報告書

(令和6年10月1日から令和7年9月30日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 主要な事業所

① 当社の事業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号

② 重要な子会社の事業所

名 称	所 在 地
コンパスティビー株式会社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
ゼストプロ株式会社	北海道函館市昭和三丁目29番50号
有限会社プロセス	北海道函館市昭和三丁目29番50号
イーツアー株式会社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
株式会社悟空出版	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
株式会社ジェイフロンティア	東京都新宿区高田馬場一丁目31番7号
J MaaS株式会社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
若尔丹（上海）軟件開發有限公司	中国上海市黄浦区延安東路175号
杰昱（上海）信息技術有限公司	中国上海市黄浦区延安東路175号

2. 主要な借入先

該当する事項はありません。

3. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅱ 会社の状況に関する事項

1. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 19,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,255,000株（自己株式154,284株を含む）
- ③ 株 主 数 5,921名
- ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
佐 藤 俊 和	2,627,660	51.52
坂 口 京	333,980	6.55
ジ ョ ル ダ ン 従 業 員 持 株 会	227,424	4.46
岩 田 和 也	120,000	2.35
吉 川 直 樹	93,800	1.84
佐 藤 照 子	90,000	1.76
小 田 恭 司	74,160	1.45
山 野 井 さ ち 子	60,000	1.18
若 杉 精 三 郎	59,900	1.17
株式会社センター・オブ・エクセレンス・グループ	39,500	0.77

- (注) 1. 当社は、自己株式154,284株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

3. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1. 当社の会計監査人としての報酬等の額

38,000千円

上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を含めております。

2. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

38,000千円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が、12,000千円あります。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人ESネクスト有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定事項の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
2. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
3. コンプライアンスの状況は、各部門責任者を兼ねる執行役員が参加する執行役員会等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
4. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、経営企画室を窓口として定め、適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
2. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
2. リスク情報等については執行役員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営企画室が行うものとする。
3. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
4. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1.取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る観点から執行役員制度を採用する。
 - 2.取締役会は3ヶ月に1回以上、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
 - 3.執行役員は、社長執行役員の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。執行役員会を原則として月に1回以上、または必要に応じて適時開催する。執行役員会は会社経営に関する情報を相互に交換し、必要に応じ、あるいは取締役会の求めに応じて取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。
 - 4.各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1.子会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
 - 2.子会社のコンプライアンス体制の整備及び運用並びにリスク管理等は経営企画室が行うものとし、必要に応じて子会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社の取締役の職務執行状況を監査する。
 - 3.当社の監査役及び内部監査室は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
 - 4.その他、子会社における業務の適正を確保するための体制の整備に当たっては、①、③及び④を準用する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1.監査役は、管理部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して監査役の指揮命令のみに従うものとし、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。なお、当該使用人の人事については、事前にと取締役と監査役が意見交換を行い、決定することとする。

- ⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 2. 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 3. 監査役への報告を行った当社の取締役及び使用人、または子会社の取締役、監査役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社並びに子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 2. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
 3. 監査役がその職務の執行について、費用の前払いまたは償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用等が監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに費用または債務を処理するものとする。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
1. 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
1. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 2. 総務部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 3. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

また、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役会の機能及び経営効率を高めるため、執行役員会を毎月1回開催し、当社各部門及び子会社の活動状況を報告するとともに、業務執行に関する事項に関して審議及び検討を行っております。また、当該執行役員会には当社の取締役が出席すること等により、審議過程及び経営施策の適法性の確保に努めております。
- ② 子会社の事業の状況については、「関係会社管理規程」に基づき適宜情報交換を行い、重要案件については事前協議を行うなど、子会社の管理・支援の強化に取り組んでおります。また、当社の取締役会では、子会社管理を担当する執行役員経営企画室長が出席し、各社の業績及び営業状況を報告することにより、取締役及び監査役の情報共有と当社グループ全体の経営管理の充実を図っております。
- ③ 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、内部監査室が作成した内部統制評価スケジュールに基づいて当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施しております。
- ④ 監査役会は社外監査役3名を含む監査役4名で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議及び決議を行っております。また、常勤監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的あるいは随時に会合し、重要な社内会議にも出席することにより監査の実効性の向上を図っております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、ある程度配当の継続性・安定性を考慮した上で、経営成績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。その上で、基本方針に基づく具体的な目標として、連結配当性向20%を定めております。

これと合わせ、資本効率の向上を図るとともに、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、状況に応じて自己株式の取得を弾力的に実施していく方針です。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数…… 9 社

連結子会社の名称……コンパスティービー株式会社

ゼストプロ株式会社

有限会社プロセス

イーツアー株式会社

株式会社悟空出版

株式会社ジェイフロンティア

J MaaS株式会社

若尔丹(上海)軟件開發有限公司

杰昱(上海)信息技術有限公司

連結子会社であったJorudan Transit Directory, Inc.は、当連結会計年度において清算終了したことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。なお、連結計算書類作成にあたり、清算終了日までの損益計算書を連結しております。

非連結子会社の数…… 2 社

主要な非連結子会社の名称等……Kiwi株式会社

Jorudan Taiga Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

非連結子会社であったRemunera Jorudan株式会社は、当連結会計年度において清算終了いたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結…… 3 社

子会社及び関連会社の数

持分法を適用した非連結……非連結子会社

子会社及び関連会社のうち Kiwi株式会社

主要な会社の名称等 関連会社

株式会社Doreicu

株式会社エアーズ

持分法を適用した非連結子会社であった Remunera Jorudan株式会社は、当連結会計年度において清算終了したことにより、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

持分法を適用しない非連結……非連結子会社

子会社及び関連会社のうち Jorudan Taiga Limited

主要な会社の名称等 関連会社

長城学院株式会社

株式会社ブノワ

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

(決算日が連結決算日と異なる場合の内容等)

連結子会社のうちイーツアー株式会社、株式会社悟空出版、株式会社ジェイフロンティア及びJ MaaS株式会社の決算日は3月31日、若尔丹(上海)軟件開發有限公司及び杰昱(上海)信息技術有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、9月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）……入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

商品及び製品……個別法（一部の製品は総平均法）に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法を採用しております。

但し、当社及び国内連結子会社は建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置及び運搬具	2～10年
工具、器具及び備品	3～10年

無形固定資産

自社利用目的のソフトウェア……社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

受注損失引当金……受注業務に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる受注業務について、当該損失見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

各種サービスの提供……主に乗換案内に係る有料会員サービス、WEBサービス、ソフトウェア、データライセンスの提供を行っております。

当該履行義務については、一定期間の契約締結を行っており、サービス期間の経過に伴って履行義務が充足されることで収益を認識しております。

なお、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合、代理人取引として顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

ソフトウェア開発・保守……受注製作によるソフトウェアの開発、保守及び提供を行っております。

当該履行義務については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しており、この履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価実績の見積原価総額に対する割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りが困難でありながらも、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

また、保守契約等については、保守期間の経過に伴って履行義務が充足されることで収益を認識しております。

広 告……主に乗換案内に係る広告スペースの販売を行っております。

当該履行義務については、一定期間の契約締結を行っており、サービス期間の経過に伴って履行義務が充足されることで収益を認識しております。

旅 行 販 売……企画旅行の提供及び旅行手配等を行っております。顧客に提供した旅行の出発日において収益を認識しております。

ファイナンス・リース取引……リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、令和4年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、令和4年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	合計
	乗換案内 事業	マルチ メディア 事業	ソフト ウェア 事業	ハード ウェア 事業	計		
法人向け	1,299,735	—	—	—	1,299,735	—	1,299,735
モバイル	329,311	—	—	—	329,311	—	329,311
広告	430,534	—	—	—	430,534	—	430,534
旅行	159,375	—	—	—	159,375	—	159,375
その他	121,520	2,073	301,119	176,668	601,382	—	601,382
顧客との契約から生じる収益	2,340,477	2,073	301,119	176,668	2,820,339	—	2,820,339
その他の収益 (注)	2,599	—	—	—	2,599	11,317	13,917
外部顧客への売上高	2,343,077	2,073	301,119	176,668	2,822,939	11,317	2,834,256

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等」に記載しているため、注記を省略しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産

46,460千円

② 会計上の見積りの内容に関する情報

I 金額の算出方法

将来減算一時差異等に係る繰延税金資産は、事業計画から見積もられた課税所得等に基づき回収可能性を判断し、将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上しております。

II 会計上の見積りに用いた主要な仮定

将来の課税所得等の見積りは、事業計画を基礎としております。当該事業計画における主要な仮定は、乗換案内のモバイル向けサービスに係る有料会員数等であります。

Ⅲ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記Ⅱの主要な仮定については、市場環境、需要動向等、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	727,513千円
無形固定資産	101,300千円
投資その他の資産	26,797千円
減損損失	27,855千円

(注) 投資その他の資産については、減損会計の対象となった勘定科目の金額を記載しております。

② 会計上の見積りの内容に関する情報

I 金額の算出方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として管理会計上の事業区分ごとに、賃貸資産については物件単位を基本単位としてグルーピングしております。連結子会社につきましては、会社単位を基本単位としてグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる資産グループについては、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損損失認識の要否を判定しております。減損損失を認識すべきであると判定した場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上いたします。

当社グループのレンタルスペース事業は、2期連続して営業損失が生じており、減損の兆候が認められますが、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断したため、減損損失は計上していません。

Ⅱ 会計上の見積りに用いた主要な仮定

減損損失の認識の要否に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、各資産グループの事業計画を基礎としております。当該事業計画における主要な仮定は、レンタルスペースの稼働率等であります。

Ⅲ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記Ⅱの主要な仮定については、市場環境、需要動向等、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	430,501千円
----------------	-----------

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	5,255,000株
------	------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

令和6年11月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
-------	------

配当の原資	利益剰余金
-------	-------

配当金の総額	30,604千円
--------	----------

1株当たりの配当金	6円
-----------	----

基準日	令和6年9月30日
-----	-----------

効力発生日	令和6年12月6日
-------	-----------

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

令和7年11月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
-------	------

配当の原資	利益剰余金
-------	-------

配当金の総額	30,604千円
--------	----------

1株当たりの配当金	6円
-----------	----

基準日	令和7年9月30日
-----	-----------

効力発生日	令和7年12月9日
-------	-----------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、売買差益を獲得する目的や投機的目的のための運用は行わない方針であります。また資金調達については、製品開発投資計画に照らして必要な資金を内部留保等により調達しております。

営業債権である売掛金及び契約資産並びに長期貸付金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建ての営業債権については、為替リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務・資本提携等関係強化を目的として中長期的に保有する株式及び投資事業有限責任組合への出資であります。非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資については、発行体企業及び投資事業有限責任組合の財務状況等の悪化等によるリスクを有しておりますが、定期的に決算書等により財務状況等を把握しております。

敷金及び保証金は、主に事務所敷金及び営業保証金であり差入れ先の信用リスクに晒されておりますが、差入れ先の状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握に努めております。

営業債務である買掛金や未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。営業債務、未払法人税等及び未払消費税等は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和7年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払費用、未払法人税等並びに未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 敷金及び保証金	151,523	134,897	△16,626
(2) 長期貸付金	1,658		
貸倒引当金 (※1)	△940		
	718	718	—
資産計	152,241	135,615	△16,626

(※1) 長期貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 敷金及び保証金

事務所の敷金及び営業保証金等の時価については、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 長期貸付金

一般債権の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付けを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額から現在の貸倒引当金を控除した額に近似しており、当該帳簿価額によっております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。なお、連結貸借対照表の長期貸付金は持分法適用に伴う投資損失を直接減額しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等

非上場株式（連結貸借対照表計上額361,013千円）は市場価格がないため、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

(注) 3. 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

投資事業有限責任組合への出資（連結貸借対照表計上額46,733千円）は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項の取扱いを適用しており、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	898円56銭
1 株当たり当期純利益	51円31銭

10. 減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所等	用途	種類	減損損失（千円）
(ソフトウェア事業) ゼストプロ株式会社	事業用資産	建物及び構築物、土地	27,855

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として管理会計上の事業区分ごとに、賃貸資産については物件単位を基本単位としてグルーピングしております。連結子会社につきましては、会社単位を基本単位としてグルーピングを行っております。

ソフトウェア事業のうち、ゼストプロ株式会社において、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなったことから、同社の保有する有形固定資産を対象として、当連結会計年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

11. その他の注記

該当する事項はありません。

貸 借 対 照 表

(令和7年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,329,752	流 動 負 債	848,956
現 金 及 び 預 金	2,673,950	買 掛 金	259,766
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	491,396	未 払 金	2,000
前 渡 金	50,723	未 払 費 用	39,711
前 払 費 用	90,679	未 払 法 人 税 等	74,287
そ の 他	34,177	未 払 消 費 税 等	28,760
貸 倒 引 当 金	△ 11,174	契 約 負 債	381,905
固 定 資 産	1,914,474	預 り 金	6,674
有 形 固 定 資 産	664,132	前 受 収 益	881
建 物	215,355	賞 与 引 当 金	33,000
車 両 運 搬 具	3,400	役 員 賞 与 引 当 金	3,300
工 具、器 具 及 び 備 品	80,412	そ の 他	18,668
土 地	364,965	固 定 負 債	2,948
無 形 固 定 資 産	100,871	そ の 他	2,948
ソ フ ト ウ ェ ア	99,772	負 債 合 計	851,904
電 話 加 入 権	1,099	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,149,469	株 主 資 本	4,392,323
投 資 有 価 証 券	396,630	資 本 金	277,375
関 係 会 社 株 式	452,865	資 本 剰 余 金	289,128
長 期 貸 付 金	1,658	資 本 準 備 金	284,375
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	256,960	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,753
長 期 滞 留 債 権	3,460	利 益 剰 余 金	3,947,356
長 期 前 払 費 用	20,532	利 益 準 備 金	3,600
敷 金 及 び 保 証 金	133,423	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,943,756
繰 延 税 金 資 産	41,929	別 途 積 立 金	20,000
そ の 他	2,445	繰 越 利 益 剰 余 金	3,923,756
貸 倒 引 当 金	△ 160,435	自 己 株 式	△ 121,537
資 産 合 計	5,244,227	純 資 産 合 計	4,392,323
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,244,227

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和 6 年10月 1 日から
令和 7 年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,434,658
売 上 原 価		1,414,348
売 上 総 利 益		1,020,309
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,008,811
営 業 利 益		11,498
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19,990	
受 取 配 当 金	7,276	
為 替 差 益	57,020	
受 取 事 務 手 数 料	7,370	
経 営 指 導 料	8,181	
助 成 金 収 入	101,923	
受 取 家 賃 入	13,004	
雑 収 入	251	
営 業 外 費 用		215,019
投 資 事 業 組 合 運 用 損	1,472	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	19,692	
貸 収 入 原 価 失	8,118	
雑 損	83	
経 常 利 益		29,367
特 別 利 益		197,150
子 会 社 清 算 益	106,824	
特 別 損 失		106,824
固 定 資 産 除 却 損	103	
関 連 会 社 株 式 評 価 損	2,233	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	820	
税 引 前 当 期 純 利 益		3,156
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	64,194	
法 人 税 等 調 整 額	△25,371	
当 期 純 利 益		300,818
		38,822
		261,996

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（令和 6 年10月 1 日から
令和 7 年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金
当 期 首 残 高	277,375	284,375	4,753	3,600	20,000	3,692,364
当事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△30,604
当 期 純 利 益						261,996
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	231,391
当 期 末 残 高	277,375	284,375	4,753	3,600	20,000	3,923,756

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△121,537	4,160,931	4,160,931
当事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当		△30,604	△30,604
当 期 純 利 益		261,996	261,996
当事業年度中の変動額合計	—	231,391	231,391
当 期 末 残 高	△121,537	4,392,323	4,392,323

（注） 千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）……入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

但し、建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～35年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	4～10年

無形固定資産

自社利用目的のソフトウェア……社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

各種サービスの提供……主に乗換案内に係る有料会員サービス、WEBサービス、ソフトウェア、データライセンスの提供を行っております。

当該履行義務については、一定期間の契約締結を行っており、サービス期間の経過に伴って履行義務が充足されることで収益を認識しております。

なお、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合、代理人取引として顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

ソフトウェア開発・保守……受注製作によるソフトウェアの開発、保守及び提供を行っております。

当該履行義務については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しており、この履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価実績の見積原価総額に対する割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りが困難でありながらも、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

また、保守契約等については、保守期間の経過に伴って履行義務が充足されることで収益を認識しております。

広 告……主に乗換案内に係る広告スペースの販売を行っております。

当該履行義務については、一定期間の契約締結を行っており、サービス期間の経過に伴って履行義務が充足されることで収益を認識しております。

旅 行 販 売……企画旅行の提供及び旅行手配等を行っております。顧客に提供した旅行の出発日において収益を認識しております。

ファイナンス・リース取引……リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、令和4年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表に記載した「3. 収益認識に関する注記」と同一の内容であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社に対する貸付金等の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金

157,248千円

② 会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社に対する貸付金等の評価に当たっては、関係会社の財政状態及び経営成績を考慮し、期末日時点の対象会社の支払能力を総合的に勘案したうえで、当該回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。当該回収不能見込額の算定に用いた主要な仮定は支払能力であり、当該評価に当たっては、足元の実績をもとに会計上の見積りを行っております。

翌事業年度において関係会社の財政状態及び経営成績が変動した場合には、翌事業年度の計算書類において、貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

41,929千円

② 会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載した「4. 会計上の見積りに関する注記」と同一の内容であります。

(3) 固定資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	664,132千円
無形固定資産	100,871千円
投資その他の資産	26,797千円

(注) 投資その他の資産については、減損会計の対象となった勘定科目の金額を記載しております。

② 会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載した「4. 会計上の見積りに関する注記」と同一の内容であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	338,194千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記したものを除く）	
短期金銭債権	82,879千円
短期金銭債務	32,323千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	369,556千円
売上原価	139,251千円
販売費及び一般管理費	12,782千円
営業取引以外による取引高	
受取利息	2,326千円
受取配当金	5,520千円
受取事務手数料	7,370千円
経営指導料	8,181千円
受取家賃	2,220千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	154,284株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	5,629千円
賞与引当金	11,636千円
研究開発費損金不算入額	35,469千円
貸倒引当金	54,083千円
棚卸資産評価損	1,309千円
子会社株式評価損	37,078千円
関連会社株式評価損	53,362千円
投資有価証券評価損	34,578千円
繰越欠損金	14,783千円
その他	7,299千円
繰延税金資産小計	255,231千円
評価性引当額	△213,301千円
繰延税金資産合計	41,929千円
繰延税金資産（負債）の純額	41,929千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当する事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 直接所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員	坂 口 京	被所有 6.5%	当 社 取 締 役	関係会社株式の 売却代金の受取 (注)	—	流 動 負 債 そ の 他	10,000

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注) 過年度に受領した関係会社株式の売却代金については、独立した第三者機関による株式価値の算定結果を基礎として、決定しております。

(3) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の直接所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任	事業上の関係				
子会社	コンパスティービー株式会社	所有 100.0%	兼任 2名	広告媒体の販売 経営指導	広告媒体の販売 (注) 1	318,644	売掛金及び 契約資産	59,344
	株式会社悟空出版	所有 100.0%	兼任 1名	資金貸付	資金貸付 (注) 2, 3	10,000	関係会社 長期貸付金	57,000
	Remunera Jorudan株式会社	所有 100.0%	兼任 1名	資金貸付	債権放棄 (注) 4	42,492	—	—
	若 尔 丹 (上 海) 軟件開發有限公司	所有 91.3%	兼任 2名	ソフトウェア 開発等委託 資金貸付	資金貸付 (注) 2	—	関係会社 長期貸付金	59,000
関連会社	株式会社エアーズ	所有 39.6% (注) 5	—	資金貸付	資金貸付 (注) 2, 6	—	関係会社 長期貸付金	99,200

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1 広告媒体の販売については、市場価格を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。
2 資金貸付に対する貸付利息は、市場金利を勘案して決定しております。
3 当該会社への資金貸付に対し、57,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、15,520千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
4 当該会社の清算に伴い発生したものであり、貸倒引当金42,392千円を取り崩し、差額を貸倒損失に計上しております。
5 当該会社の所有割合については、当社取締役坂口京氏名義の議決権も含めて算定しております。
6 当該会社への資金貸付に対し、99,200千円の貸倒引当金を計上しております。
7 取引金額には消費税等は含まれておりません。

10. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

861円12銭

1 株当たり当期純利益

51円36銭

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

12. その他の注記

該当する事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和7年12月1日

ジョルダン株式会社
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今井春夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若島光孝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジョルダン株式会社の令和6年10月1日から令和7年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジョルダン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和7年12月1日

ジョルダン株式会社
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今井 春夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若島 光孝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジョルダン株式会社の令和6年10月1日から令和7年9月30日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年12月1日

ジョルダン株式会社	監査役会			
常勤監査役	湯澤	千	克	㊟
社外監査役	窪田	哲	夫	㊟
社外監査役	五十嵐	雅	子	㊟
社外監査役	福原	和	三	㊟

以上